

第2次 鹿屋市男女共同参画基本計画

— 概要版 —

2019年3月
鹿屋市

男女共同参画社会とは？

男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会（鹿屋市男女共同参画推進条例前文より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（男女共同参画社会基本法第2条）

（男女共同参画社会のイメージ図）

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済の活動の創造性が増し、**生産性が向上**
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、**個人が能力を最大限に発揮**

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、**家族のパートナーシップの強化**
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、**男性の家庭への参画**も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、**地域コミュニティ**が強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿屋市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく基本計画です。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画「女性活躍推進計画」を包含しています。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（DV防止計画）」を包含しています。
- 国の第4次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第3次鹿児島県男女共同参画基本計画、第2次鹿屋市総合計画、その他の関連計画と整合性を図り策定しています。

計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間

（ただし、この間国内外の動きや社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行ないます。）

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

男女共同参画を進めるための6つの基本理念

1 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2 社会における制度又は慣行による影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮しましょう。



3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな分野で、方針の立案・決定に共同して参画できるようにしましょう。



4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いの協力と社会の支援のもと、子育てや介護など家庭生活における役割を果たしながら、職場や地域などでの活動が行えるようにしましょう。

5 男女の性についての理解と配慮

男女がお互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重され、ともに健康な生活を営むことができるように配慮しましょう。



6 国際的協調

国際社会との協調のもとに、男女共同参画を推進しましょう。

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

※計画で使用する「男女共同参画の視点」とは、この基本理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた基本的方向について、現状・課題等を踏まえ、「参画しやすい環境づくり」「安心できる社会づくり」「人権に配慮する人づくり」と設定し、次の重点目標を掲げ施策に取り組みます。

	重点目標	施策の方向
参画しやすい環境づくり	I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進 女性活躍推進計画	1 あらゆる場における男女の参画促進 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援
安心できる社会づくり	II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画 2 生涯を通じた男女の健康への支援 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備 4 防災の分野における男女共同参画の推進
人権に配慮する人づくり	III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

重点目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

女性活躍推進計画

施策の方向1 あらゆる場における男女の参画促進

現状・課題 ◇家事・育児等家庭生活における女性（妻）の負担が大きい。
 ◇男女共同参画を進め、あらゆる場で女性が個人としての能力を発揮できるようになることが求められている。

共働き世帯の家庭における役割分担

食事の準備

主に妻 82.8%
 主に夫 0.6%
 夫婦で分担 11.5%

掃除

主に妻 68.5%
 主に夫 2.0%
 夫婦で分担 24.2%

育児

主に妻 44.2%
 主に夫 0.3%
 夫婦で分担 30.4%

(平成29年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

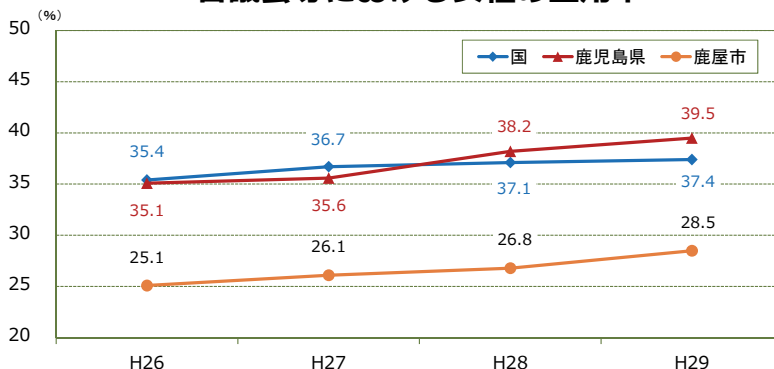
具体的施策

- 家庭生活における男女共同参画の推進
- 地域における男女共同参画の推進
- 市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進

施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状・課題 ◇政策・方針決定の場において女性が少ない。
 ◇多様な考え方や意見を市政や地域活動等に反映させることが求められている。

審議会等における女性の登用率



本市の審議会等委員に占める女性の割合は28.5%（平成29年度）で、平成26年度より3.4ポイント高くなっています。

(国の審議会等における女性委員の参画状況調べ)
 (地方公共団体における男女共同参画社会の形成
 又は女性に関する施策の推進状況)

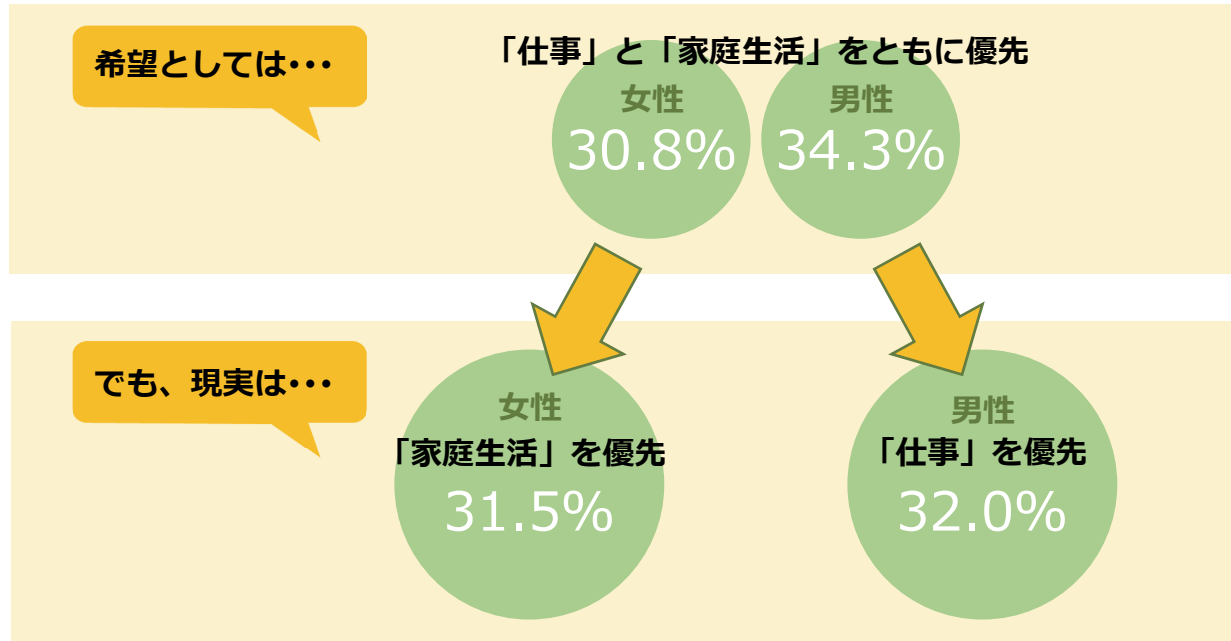
具体的施策

- 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 女性の人材育成とキャリア形成支援

施策の方向3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

- 現状・課題 ◇出産・育児等を理由に多くの女性が離職し、女性の就業継続が難しい。
◇一人ひとりが家庭生活での役割を果たし、仕事と生活の調和が図れる環境改善が必要である。

生活の中での仕事、家庭生活等の優先度



女性も男性も、希望では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』の割合が最も高くなっていますが、現実では、女性は『「家庭生活」を優先』、男性は『「仕事」を優先』の割合が最も高くなっています。

(平成 29 年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策

- 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
- 多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
- 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援

施策の方向4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

- 現状・課題 ◇社会全体の働き方や労働時間の是正等については、事業所の意識改革が重要である。
◇働きまたは働こうとする女性が、個人としての能力を十分に発揮できる環境づくりが求められている。

具体的施策

- 企業等における男性中心型労働慣行の見直し
- 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
- 女性の就業・起業等多様な働き方への支援

重点目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

- 現状・課題 ◇配偶者や交際相手等から身体的・精神的な暴力を受けたことがある人は、女性の約5人に1人となっている。
- ◇暴力の背景には、社会的地位や経済力の格差等、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題がある。

交際相手又は配偶者に暴力や嫌がらせを受けた経験

“身体に対する暴行”を受けたことがある女性

19.5%

“精神的な嫌がらせ・脅迫”を受けたことがある女性

19.3%

(平成29年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)



具体的施策

- 暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
- 若年層からの予防啓発の推進
- 被害者が安心して相談できる体制づくり
- 被害者の安全確保と自立の支援

施策の方向2 生涯を通じた男女の健康への支援

- 現状・課題 ◇男女がお互いの身体的特徴や性と生殖に関する事項について、それぞれの違いを理解し思いやりを持って生活することが重要である。

がん検診受診状況

	平成26年度		平成29年度
胃がん検診	3,653人	↘	3,253人
大腸がん検診	6,074人	↘	5,889人
肺がん検診	8,037人	↘	6,696人
子宮がん検診	4,456人	↗	5,381人
乳がん検診	3,920人	↗	5,095人

平成29年度は、平成26年度に比べて、子宮がん検診、乳がん検診の受診者数は増加していますが、その他のがん検診の受診者数は減少しています。

(鹿屋市)



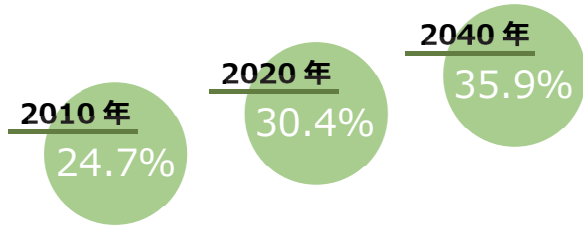
具体的施策

- 生涯を通じた心身の健康支援
- 性を理解・尊重するための教育・学習の推進
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

施策の方向3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

- 現状・課題 ◇非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱えやすい人の増加がみられる。
 ◇障がいがあること、高齢や日本で生活する外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合がある。
 ◇性的指向や性同一性障害を理由として生活上困難な状況に置かれている人がいる。

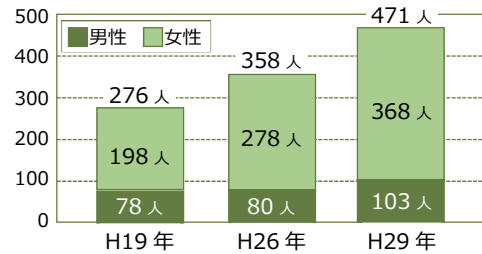
高齢化率の推移



2010年から2040年にかけて、24.7%から35.9%へ11.2%増える見込みです。

(2010年は国勢調査、2020年・2040年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)

外国人人口の推移(鹿屋市)



H29年はH19年に比べ、全体で約1.7倍に増え、性別では、女性は約1.9倍、男性は約1.3倍となっています。

(鹿屋市)

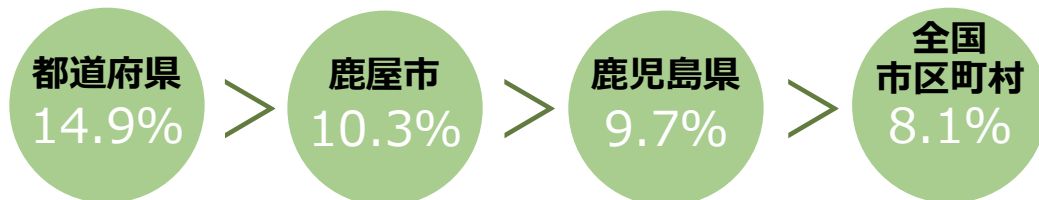
具体的施策

- 生活上の困難に直面する女性等への支援
- 高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
- 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援

施策の方向4 防災の分野における男女共同参画の推進

- 現状・課題 ◇災害後は、家庭責任が女性に集中したり、被災者支援や避難所運営にあたり男女で異なるニーズや状況が配慮されない可能性がある。
 ◇平常時から、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

地方防災会議の委員に占める女性の割合(平成29年度)



(男女共同参画白書平成30年版、鹿屋市)

具体的施策

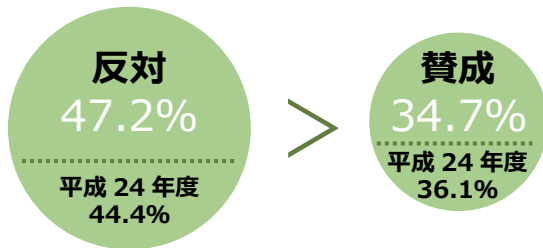
- 防災・復興体制への女性の参画拡大
- 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

- 現状・課題 ◇社会の制度や慣行には、多様な生き方の選択を妨げているものがある。
◇「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する（否定的な）人は増えており、固定的性別役割分担意識は少しずつ解消されている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



反対の割合が、賛成の割合より 12.5 ポイント高くなっており、市民の意識は少しずつ変わってきています。

(平成 29 年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策

- 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
- 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し

施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- 現状・課題 ◇男女共同参画社会を実現するために、学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画についての理解を深めることが必要である。

「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れていくべきこと

子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力について学習機会を充実させる

43.9%

仕事と家庭生活が両立できる就労環境づくりを進める

37.8%

(平成 29 年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策

- 学校における教育・学習の推進
- 家庭・職場・地域における理解の促進

計画の数値目標

計画を具体的に推進していくため、次の項目について数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価していきます。


※現状値は平成 29 年度のものです。

設定項目	現状値	目標値	
		数値	年度
1 市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	35.0%	2028
2 ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男女ともに 50%	2028
3 市の男性職員の育児休業の取得率	0.0%	5%	2019
4 市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率 (取得者数の割合)	81.0%	100%	2019
5 男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	2028
6 DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	48.4%	40%	2028
7 「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	45%	2028
8 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	100%	2028
9 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	55%	2028



「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」のご案内




鹿屋市配偶者暴力相談支援センターは、身近なDV被害者相談・支援機関です。
相談から自立支援、法的措置など、DV被害者に対して総合的な支援を行います。

 **0994 (31) 1171**

一般相談（電話相談、来所相談）

月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

※来所相談の際は、事前にお電話でご予約ください。

-  緊急の場合は、110番へ！
-  一人で悩まずに、ぜひ相談してください。
-  他の相談機関は、市ホームページをご覧ください。

「パープルリボン」をご存知ですか？



- ・「パープルリボン」は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。
- ・女性に対するあらゆる暴力をなくそうというメッセージが込められています。

この問題への取組として、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日～11月25日)
鹿屋市では、市役所、各総合支所にパープルリボンツリーを設置しています。

配偶者や交際相手等からの暴力（DV・デートDV）には様々な種類があります
どんな事情があっても、暴力をふるっていいという理由にはなりません

精神的な暴力

- 大声で怒鳴る・バカにする
- 交友関係を制限する
- 無視をする
- メールなどをチェックする 等

経済的な暴力

- デート費用を全く払わない
- 外で働かせない・仕事を辞めさせる
- 生活費を渡さない
- 貯金を勝手に使う 等

身体的な暴力

- 殴る・たたく・蹴る
- 腕をつかむ・ひねる
- 物を投げつける
- 刃物などを突きつける 等

性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 嫌がっているのに裸等を撮影する
- 中絶を強要する 等

配偶者等からの暴力（DV）や交際相手等からの暴力（デートDV）は自分達で解決するのはとても難しい問題です。
相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

用語解説

用語	解説
鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法に基づき、被害者支援のための拠点として、配偶者からの暴力の相談に応じ、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供、その他の援助などの機能を果たす機関。平成 27 年 4 月に設置。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
男女共同参画地域推進員	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成 20 年度に鹿児島県が創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。
デート DV (交際相手からの暴力)	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デート DV」といわれている。 配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。
DV (配偶者等からの暴力)	ドメスティック・バイオレンスの略。 配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。 暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。 これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くある。

発行

鹿児島県 鹿屋市

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号

市民生活部 市民課 男女共同参画推進室

TEL 0994-43-2111

E-mail danjyo@e-kanoya.net